

○国立大学法人筑波技術大学大学院入学試験委員会規程

〔平成22年2月26日〕
規程 第8号

最終改正 令和5年6月28日規程第36号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第22条の規定に基づき、大学院入学試験委員会（以下「大学院入試委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 大学院入試委員会は、大学院の入学者選抜に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 基本方針の策定に関すること。
- (2) 実施計画に関すること。
- (3) 学生募集に関すること。
- (4) 合格候補者の選考基準及び選考に関すること。
- (5) 選抜方法の改善に関すること。
- (6) その他入学者選抜に関する重要事項

(組織)

第3条 大学院入試委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 教育担当副学長
- (4) 産業技術学専攻長
- (5) 保健科学専攻長
- (6) 情報アクセシビリティ専攻長
- (7) その他各専攻長から推薦され、学長が指名する者 若干名

(任期)

第4条 前条第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 大学院入試委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学長をもって充て、副委員長は、研究科長をもって充てる。

3 委員長は、大学院入試委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数)

第6条 大学院入試委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 大学院入試委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(大学院入学試験実施委員会の設置)

第8条 大学院入試委員会には、産業技術学専攻、保健科学専攻及び情報アクセシビリティ専攻ごとに、大学院入学試験実施委員会（以下「大学院実施委員会」という。）を置く。

(大学院実施委員会の委員)

第9条 各大学院実施委員会は、次に掲げる当該専攻の委員をもって組織する。

- (1) 第3条第4号又は第5号又は第6号、の大学院入試委員会委員
- (2) 各専攻のコース長
- (3) 専攻長が指名する者 若干名

(大学院実施委員会の委員長)

第10条 各大学院実施委員会に委員長を置き、当該専攻の専攻長をもって充てる。

(大学院実施委員会の任務)

第11条 各大学院実施委員会は、大学院入試委員会が定める方針に従って、当該専攻の入学選抜に関し必要な事項を審議するとともに、各小委員会を統括・調整して入学選抜を実施し、その結果を大学院入試委員会に報告するほか、入学者の学業成績等の追跡調査を含む、入学選抜方法の改善に必要な調査研究を行う。

(小委員会の設置等)

第12条 各大学院実施委員会のもとに、当該専攻の入学選抜に係る検査項目に応じて各小委員会を置く。

(合格候補者選考委員会の設置)

第13条 大学院入試委員会には、産業技術学専攻、保健科学専攻及び情報アクセシビリティ専攻ごとに、合格候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(選考委員会の委員)

第14条 各選考委員会は、次に掲げる当該専攻の委員をもって組織する。

- (1) 第3条第4号又は第5号又は第6号、の大学院入試委員会委員
- (2) 各専攻のコース長
- (3) 専攻長が指名する者 若干名

(選考委員会の委員長)

第15条 各選考委員会に委員長を置き、当該専攻の専攻長をもって充てる。

(選考委員会の任務)

第16条 各選考委員会は、大学院入試委員会の付託を受けて、当該専攻のコース選考委員会を統括・調整して合格候補者を選考し、その結果を大学院入試委員会に報告する。

(コース選考委員会の設置等)

第17条 各選考委員会のもとに、当該専攻のコースごとに合格候補者を選考するため、コース選考委員会を置くことができる。

2 コース選考委員会は、当該専攻のコースに所属する教授、准教授及び専任の講師で組織する。

3 コース選考委員会の委員長は、当該コース長をもって充てる。

(事務)

第18条 大学院入試委員会に関する事務は、聴覚障害系支援課において処理する。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、大学院入試委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。